

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、すべてのステークホルダーの皆様に信頼していただける企業を目指しております。また、当社グループ全員が行動する際の原点として、「沖電線グループ行動規範」に基づき、コンプライアンス意識の更なる向上を図っております。

1. 当社は、監査役制度を採用しており、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性・アカウントビリティの向上に努めております。
2. 取締役会は、経営の重要な意思決定と取締役の業務執行の監督を行い、監査役は取締役の業務執行を厳正に監査する、という体制によりコーポレート・ガバナンスの向上を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
沖電気工業株式会社	13,075,408	33.53
明治安田生命保険相互会社	2,087,000	5.35
沖電線取引先持株会	1,715,000	4.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	879,000	2.25
株式会社みずほ銀行	575,585	1.47
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	500,000	1.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	401,000	1.02
沖ウインタック株式会社	266,000	0.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	265,000	0.67
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	258,000	0.66

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	非鉄金属
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、沖電気工業株式会社を中心とするOKIグループに属しており、同社は当社の議決権35.3%を保有する親会社等で、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

当社の事業展開にあたっては、同社の指示や承認に基づいて行うものでなく、独自に意思決定をして実行しております。また、当社の営業取引においては、OKIグループへの依存度は低く、そのほとんどは当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっております。したがって、事業運営上、沖電気工業株式会社からの独立性は十分に確保されていると判断しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
松岡 義和	他の会社の出身者							△	○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松岡 義和		—	企業経営等に豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携については、双方が作成した監査計画に基づき定期的に意見交換を行うとともに、会計監査の一部に立会い、情報の共有化を図っており、緊密な状況にあります。

当社の内部監査部門である監査室が監査計画に基づき、内部監査を実施しております。監査役とは、その都度対応について連携をとっております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 慎一郎	他の会社の出身者										△			
中山 達博	他の会社の出身者									○	○			
山本 雅和	他の会社の出身者									○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 慎一郎	○	当社の常勤監査役	金融機関(株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ投信投資顧問株式会社)出身者であり、幅広い業種の企業活動全般にわたる豊富な経験が独立役員として適格と判断しております。また、みずほ銀行からの借入金は僅少であり、同氏と当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。当社は、独立役員の指定にあたって東京証券取引所が定める基準に準拠しております。
中山 達博		当社の非常勤監査役	永年にわたる営業で培われた専門的知識・経験に基づき、客観的な見地から職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
山本 雅和		当社の非常勤監査役	永年にわたる経理経験に基づき、客観的な見地から職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

1名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与に関する制度はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2013年度の役員報酬の総額は以下のとおりであります。

取締役 6名 71,523千円

監査役 2名 21,900千円

合計 8名 93,423千円

(うち社外役員 1名 17,280千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、定時株主総会で決議した限度額を上限として、役員報酬内規に定める役位別のテーブルに従い毎月定額の報酬を支給することとしています。

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第104回定時株主総会において使用人分給与を含まず年額1億6,800万円以内と決議いただき、監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第104回定時株主総会において、年額4,800万円以内と決議いただいております。

また、役員に対して役員賞与を支給する場合には、定時株主総会で決議いただくことを支給要件としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役を補佐する特定の部署等はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

月次開催の取締役会は、経営の基本方針及びその他の重要事項を決定するとともに業務執行の監督を行っております。

原則月2回開催のマネジメント会議において業務執行に関する重要事項の決定を行うとともに、各部門からの業務執行に関する主要な報告を受けております。

なお、マネジメント会議には社長のほか常勤取締役及び部門長並びに常勤監査役が出席し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

監査役については、財務・会計に関する知見を有する人選を行うとともに、社外監査役3名を選任しております。

監査役監査については、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成される監査役会を軸に運営されております。

監査役は、会計監査人(新日本有限責任監査法人)とは、双方が作成した監査計画に基づき定期的に意見交換を行うとともに、会計監査の一部に立会い、情報の共有化を図っており、緊密な状況にあります。また、内部監査部門である監査室とは、その都度対応について連携をとっております。このように、当社は監査役の機能を活用しながら経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記、現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要で記述したとおり、当社グループの事業規模、事業形態等を踏まえた場合、現行の体制で十

分に機能すると認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会についての招集通知を法定期日より3営業日以上前に発送

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算短信以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主の皆様への掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、ISO14000の取得、環境基本方針のホームページへの掲載により全員参加のもとに地球環境及び地域環境に関する保全活動を積極的に展開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役会において取締役の業務執行の監督を行うとともに、監査役制度により監査役が取締役の業務執行を厳正に監査いたします。
 - (2) 当社グループの取締役は、当社の綱領
 - ・われらは社業を通じて広く社会の進運に貢献する
 - ・われらは互いに協力し当社の限りなき発展に努める
 - ・われらは自主と誠実を旨とし自ら恥じないことを期するの精神を踏まえ、「沖電線グループ行動規範」に基づき、コンプライアンスを重視して内部統制システムを整備充実いたします。
 - (3) 当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、組織全体として一切の関係を遮断するよう毅然とした態度で臨みます。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「文書取扱規程」に基づき、取締役の業務執行に関する情報・文書を適切に保存・管理いたします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスク管理に関する取組みをリスク管理委員会において推進いたします。また、リスクの顕在化に際してはその重大性及び緊急性に応じ、緊急対策本部を設置してその影響を最小限に抑えるため、迅速かつ適切に対処いたします。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、「権限規程」、「業務分掌規程」などの社内規程により、取締役の職務範囲を明確にいたします。
 - (2) 当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行をいたします。
 - (3) 当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、マネジメント会議で審議し、取締役会で決定いたします。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「権限規程」、「業務分掌規程」に基づき、当社の従業員が遂行する業務の内容を明確にいたします。また、「沖電線グループ行動規範」の周知徹底を図るとともに、「コンプライアンス規程」の施策を実施することによりコンプライアンスを徹底いたします。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
 - (1) 当社は、当社グループの全従業員が行動するに当たっての共通基準である「沖電線グループ行動規範」の周知徹底を図るとともに、「コンプライアンス規程」の施策を実施することにより、当社グループのコンプライアンスを徹底いたします。
 - (2) 当社は、子会社の重要な事項については、事前に当社のマネジメント会議で審議し、取締役会で決定いたします。また、「グループ企業管理規程」に基づき、子会社から業績報告などが行なわれる体制を整備することにより、当社グループとしての業務の適正を確保いたします。
7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現在、当社は監査役職務の補助使用人は設置しておりませんが、必要に応じて補助使用人を置くことといたします。なお、その場合には補助使用人の人事異動・人事評価などについて監査役会の同意を得た上で決定し、取締役からの独立性を確保するとともに、監査役からの指示に対する実効性を確保いたします。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の監査役は、社内規程に基づいて取締役会、マネジメント会議などに出席し、重要な事項についての報告を受けます。
 - (2) 当社グループの取締役及び従業員は、法定の事項に加えて、当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重大な事項について、「重要情報報告規程」に基づき、監査役に報告いたします。さらに「内部通報規程」に基づき、社外取締役、監査役に通報ができる体制を整備し、通報者を不利な取扱いから保護いたします。
9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査の実施にあたり、監査役が必要と認める場合において、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制をとります。また、その費用は当社が負担いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、組織全体として一切の関係を遮断するよう毅然とした態度で臨みます。

当社グループは、「沖電線グループ行動規範」の中で反社会的勢力との遮断について定めており、これを全役員及び従業員等に周知徹底しております。

また、反社会的勢力に対する対応部署を定めており、関係部門との協議、顧問弁護士への相談、管轄警察署等の外部専門機関との連携も図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、「ディスクロージャ委員会規程」を設け経営関連情報の公正かつ適時、適切な開示を実施しております。

ディスクロージャ委員会は、社長及びコンプライアンス担当役員のほか関連する部門長で構成し、オブザーバーとして常勤監査役が出席し適時開催しております。

当社は、会社情報の適時開示にあたって、当社及び子会社の重要な決定事実、発生事実、決算に関する情報について、ディスクロージャ委員会の審議を経た後、迅速に適時開示を行うこととしております。

情報開示の方法については、東京証券取引所の適時開示情報システム(TDnet)に公開し、同所内の記者クラブにおいて報道機関等への資料投函を行うとともに、必要に応じ記者会見を行っております。また、速やかに当社ホームページに開示資料を掲載しております。

